

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-213
処分の種類	行為の中止、物件の除却等の命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第48条第4項			
処分の概要	道路保全立体区域内で、高架の道路の橋脚の周囲、又は地盤面下の道路の上下における土石の採取等、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行っている者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却、その他必要な措置をすることを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			